

総務経済常任委員会報告書

令和5年12月5日第4回定例会における議決に基づき、当委員会に付託された事件について審査した結果を下記のとおり報告する。

令和 6 年 2 月 2 1 日

七飯町議会議長 木 下 敏 様

総務経済常任委員会

委員長 稲垣明美

記

1. 事件名

令和5年 議案第52号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について

2. 審査の経過

令和5年12月18日、令和6年1月9日、24日、2月21日の4日間、委員会を開催し、財政課長の出席を求めて審査を行った。

3. 決定及び理由

(1) 決 定

原案可決

(2) 理 由

当委員会に付託された財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（以下「条

例」という。)の一部改正は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第238条の4第7項の規定による行政財産の目的外使用に係る使用料(他の条例で定めるものを除く。)に関し、必要な事項を定めるための改正である。

法第238条(公有財産の範囲及び分類)において「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産(基金に属するものを除く。)で「行政財産」と「普通財産」に分類される。

また、「行政財産」とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することを決定した財産、具体的には、役場庁舎・出張所・学校・公民館・道路・河川・公園などの財産をいい、「普通財産」とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。

改正の内容は、条例の題名に「行政財産の使用料」を加え、第1条(趣旨)について行政財産を加えた内容に全部改正している。法第96条(議決事件)の規定では、他の条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、適正な対価のない譲渡若しくは貸し付けなどを禁止しており、この条例では、改正後の第2条から第4条、及び第7条から第9条までの規定により議会の議決を要することなく、財産の交換、譲与、無償貸付等ができる場合を規定している。

改正後の第4条(公有財産の無償貸付又は減額貸付)において、普通財産のほか行政財産を加えた「公有財産」の無償貸付又は減額貸付ができる場合を明確にしている。

改正後の第5条に(行政財産の使用料)を新たに追加し、法第238条の4第7項の規定により行政財産の使用を許可する場合は、法第225条に基づき使用料を徴収することができる規定を加え、その算定方法や納入期限等を規定している。

行政財産の使用料は、改正後の第5条第2項で「規則で定める普通財産の貸付料を考慮」として定められており、七飯町財務会計規則(平成19年規則第25号)第160条の規定により、その額を定めるものである。

改正後の第6条に(使用料の減免)を新たに追加し、行政財産の使用料を減免することができる場合を明確にしており、改正後の第4条(公有財産の無償貸付又は減額貸付)と同様の基準となるものである。

改正後の第10条に(委任)を新たに追加し、この条例に定めるもののほか、必要な事項が発生した場合は、規則等で別に定めるとする委任規定を設けるものである。

附則には、改正後の条例の施行日を公布の日からとしている。

本条例の適用を受けないものとしては、他の条例で使用料等が定められている行政財産で、例えば「七飯町道路占用条例」による道路占用、「七飯町地域センター条例」による使用許可などがある。

委員から、第4条（公有財産の無償貸付又は減額貸付）、第6条（使用料の減免）の条文に「町長が特別の事由があると認めるとき」とあるが、その基準についての質疑があった。

町からは、「行政財産を貸付け又は使用許可する場合の取扱基準」及び「貸付料及び使用料を減免する場合の取扱基準」の提出があり、条例可決後、条例が公布された日をもって両取扱基準の制定日とするとの報告がされた。

以上のことを留意のうえ、条例の一部改正の内容を審査したところ、行政財産の適正かつ効率的な管理、運営をするために条例の一部改正をしようとするものであり、採決の結果、出席委員の全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。